

令和8年度 保育所等入所申し込み手続きについて

令和8年度に町立なかやま保育園、学校法人長崎児玉学園ぴーすこども園の利用を新規で希望する方は、申込書類に必要事項を記入し、証明書等の必要書類を添えて申し込んでください。

●受付日時 10月30日（木）午前9時～午後3時

●受付場所 中山町保健福祉センター 検診ホール

●提出書類

(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼 入所申込書【申込児童1人につき1部】

(2) 保育実施調査票【申込児童1人につき1部】

(3) 保護者等の就労状況等を証明する書類（就労証明書、自営業申立書、農畜産業申立書、介護・看護状況申告書等）【1家庭につき1部ずつ。兄弟姉妹で同時に申し込む場合は1部のみ提出いただければ結構です。】

→ 必要な書類については、裏面の「入所基準と提出いただく証明書等について」を参照してください。

＊ 上記の書類のほか、次のものをお持ちください。

- ・ 世帯員全員（お子さんも含む）の個人番号（マイナンバー）通知カード又は個人番号カード（写しではなく、原本をお持ちください。）
- ・ お子さん及びお子さんと同一世帯の方で身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方がいる場合は、手帳の写し（障がいのある方の氏名、障害等級がわかるページの写し）

●その他

- ・ 令和8年度の途中から利用を希望する方も、上記期日に申し込んでください。出生前の申し込みは受け付けていませんが、出生前であっても、令和8年度の途中から入所を希望する方は、随時、健康福祉課へ御相談ください。
- ・ 入所の可否の決定時期

入所開始希望日が令和8年4月1日から6月30日までの方…令和7年12月下旬に決定します。

入所開始希望日が令和8年7月1日以降の方…入所開始希望日の5か月前ごろに決定します。

第1希望の施設に入所できない場合、第2希望の施設へ入所していただくこととなる場合があります。

また、受入可能人数を超えた場合は、保護者の就労時間や家庭状況を勘案し、保育の必要性の高い方から順に入所できることとなります。

したがって、町立なかやま保育園、ぴーすこども園のどちらにも入所できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

※お問い合わせ先 健康福祉課子育て支援グループ ☎023-662-2705

裏面も御覧ください

入所基準と提出いただく証明書等について

児童及びその父または母の少なくとも一方が中山町内に住所を有し、保護者（父母、同居する65歳未満（令和8年4月1日現在）の祖父母等も含む全員）が次の(1)～(7)のいずれかに該当するため、その児童を保育することができないと認められる場合は入所の対象となります。入所基準を満たしていることを証明する次の書類を申請書類と一緒に提出してください。入所申込受付日までに提出できない場合は、後日なるべく早く、遅くとも11月10日（月）までには提出してください。

下記の証明書の提出がない場合は、入所の決定ができませんので御注意ください。

(1) 1月において、64時間以上労働することを常態としている。

① 会社員、団体職員、公務員等の方

→ 「就労証明書」を提出してください。（証明書下方の「保護者記入欄」をあらかじめ記入して勤務先へ提出し、勤務先から証明を受けてください。）

② 自営業をしている方

→ 「自営業申立書」を自営業の主宰者から記入してもらい、提出してください。保護者自らが自営業の主宰者の場合は、保護者の方がご自分で記入し、提出してください。

③ 農業をしている方

→ 「農畜産業申立書」を農業の主宰者から記入してもらい、提出してください。保護者自らが農業の主宰者の場合は、保護者の方がご自分で記入し、提出してください。

④ 内職をしている方

→ 「内職証明書」の内職委託者記入欄に委託元からの証明を受け、保護者記入欄も記入のうえ、提出してください。

(2) 疾病や負傷、または精神や身体に障がいがある

→ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写しまたは医師の診断書を提出してください。

(3) 親族に病人等がおり、介護や看護をしている

→ 介護や看護をしている方本人が、「介護・看護状況申告書」を記入し、提出してください。
また、被介護者（被看護者）の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し、介護保険被保険者証の写しまたは医師の診断書も提出してください。

(4) 災害等のため保育ができない

→ り災証明書を提出してください。

(5) 妊娠中または出産後間もない

→ 母子健康手帳の表紙の写しを提出してください（余白に出産予定日または出産日を記入）。
また、出産後、元の職場に復職予定の方は、上記(1)①～④の該当する書類も提出してください。

(6) 求職活動中である

→ 「求職活動状況申立書」を記入し、提出してください。公共職業安定所に行き、求職活動を行っている方は、ハローワークカードの写しも提出してください。求職中であることを理由に入所を申し込んだ方は、入所後3か月以内をめどに就職し、就職後すみやかに就労証明書等を提出してください。

(7) 就学中である

→ 就学している学校等が発行した在学証明書を提出してください。